

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・S Cによる新一年生全員面接をはじめ、一人一人の特性等に応じた早期からの指導・支援を展開し、学校生活への適応を促すとともに子ども家庭支援センター等、外部関係機関との連携も強化して不登校やいじめの未然防止、早期発見・対応を組織的に行う。
- ・「命の週間」を2学期当初から一週間設定し、「あいさつプラス一言運動」等と関連付けて改めて生徒理解を深める機会とし、生徒の心の変化を捉え、全ての生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
- ・消防計画を基に、災害の想定場面を工夫した避難訓練や安全指導を通して自然災害に対する危機意識をもたせ、集団での避難の仕方や非常時における援助や救助作業など、防災に対する態度を養う。
- ・清掃活動により美化意識をもたせ、整った教育環境を維持しながら落ち着いた学校生活を送らせる。

イ 進路指導

- ・発達段階を踏まえ、3年間を見通したキャリア教育の計画的な推進により自立に必要な力と社会と関わる力を身に付けさせる。(自己理解・自己管理能力の育成)
- ・地域の事業所やハローワークとの連携、外部人材の活用等により、1年次に「職場訪問」、2年次に「職場体験」、「上級学校訪問」等の体験的な学習を実施し、地域社会との関わりを通して自己を見つめ、豊かな人生観を育む。(課題対応能力の育成)
- ・進路だより等で進路に関する情報を発信し、自己理解と情報活用力を向上させ、主体的な進路選択能力を育てる。(キャリアプランニング能力の育成)
- ・個人面談や集団討論などの模擬体験を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに自己理解を深める。(人間関係形成・社会形成能力の育成)

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 学校全体としての指導

(ア) 特別支援教育の充実に関わること

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に定期的に校内委員会を開催し、特別な支援が必要と思われる生徒の状況把握を行い、情報と支援の仕方を共有する。発達障害等への理解を深め、多面的な生徒指導を行う。
- ・特別な支援を必要とする生徒の個別の教育支援計画と個別指導計画を活用し、関係機関との連携を図りながら、授業や学校生活における具体的かつ適切な配慮と支援を展開する。
- ・ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、教室環境の整備や授業改善を推進して、全ての生徒に学ぶ楽しさを味わわせる。

(イ) 帰国生徒や外国人生徒の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- ・清瀬市の日本語指導員やボランティアを活用して日本語の習得を進めるとともに、特別の教科道徳や特別活動との連携により多様性を尊重する意識を全生徒に育む。

(ウ) 不登校生徒への配慮に関わること

- ・組織的な別室指導(ステップルーム)の充実を図り、不登校状態にある生徒や不登校傾向のある生徒一人一人の特性に応じた指導・支援を展開して、居心地の良い場づくりを進める。また、学習不振に起因する登校への不安を軽減する。

イ 特別支援教室における指導及び配慮事項

(ア) 自立活動

- ・発達検査の結果を参考に、当該生徒一人一人の特性や本人及び保護者の希望、家庭環境等を踏まえ、計画的に課題の克服、長所の伸長を進める生徒の実態に即した指導を展開する。

(イ) 配慮事項

- ・在籍学級において、特別支援教室で指導された内容の実施状況の把握とフォローアップを特別支援教室専門員に行わせるなど、特別支援教室利用生徒への一貫した指導・支援を展開する。
- ・臨床心理士やS Cの専門性を生かし定期的に特別支援教室利用生徒の実態把握を行って、指導・支援方針の確認、修正を行う。